

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱

令和5年6月16日

十日町市告示第147号

(趣旨)

第1条 この告示は、とおかまち応援寄附金に係る返礼品協力事業者において、返礼品の発信力強化に要する経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 個人版ふるさと納税制度を活用して特定の自治体に対して寄附する行為をいう。
- (2) 寄附者 ふるさと納税を通じ、十日町市に寄附を行う市外在住の者をいう。
- (3) 返礼品 寄附金額に応じて寄附者へ提供する物品、サービス等をいう。
- (4) ポータルサイト ふるさと納税の寄附金をクレジットカード等で入金し、返礼品を選択できる、インターネット上の仕組みをいう。
- (5) 返礼品画像 インターネット上で視認性を高めるために縮小させた返礼品の見本となる画像をいう。
- (6) 返礼品協力事業者 寄附者に対し、返礼品を提供する法人又は個人事業者をいう。
- (7) 事業者登録 返礼品協力事業者として、市に登録の申請を行うことをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる返礼品協力事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業者登録が完了している、又は当該事業者登録の申請を行おうとしていること。
- (2) 十日町市内に本店又は支店等を有する法人又は個人事業主であること。

(交付の条件)

第4条 市長は、次に掲げる条件を付して補助金を交付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容及び事業に要する経費の配分について変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次

に掲げる返礼品の発信力強化に要する経費とする。ただし、備品購入に係る経費及びこの告示により過去に補助金の交付を受けた場合における当該補助金の補助対象経費を除く。

- (1) 返礼品画像作成に係る経費
- (2) 返礼品紹介のためのチラシ作成等に係る経費
- (3) 返礼品のパッケージの作成等に係る経費
- (4) 新たな返礼品の開発に係る経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金又は助成金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金又は助成金の額を除くものとする。

(補助金の額)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) この告示による補助金の交付を受けたことがない補助対象事業者 補助対象経費の4分の3以内又は20万円のいずれか低い額
- (2) 前号以外の補助対象事業者 補助対象経費の2分の1以内又は10万円のいずれか低い額

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請をした者に対してとおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補

助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更等の申請)

第9条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、第4条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、あらかじめとおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金変更交付申請書（様式第3号）又はとおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更の可否を判断し、承認するときは、補助事業者に対し、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業変更承認通知書（様式第5号）又はとおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第4条第1号に規定する軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動が生じず、かつ、補助対象経費が20パーセント以内の変更とする。

(実績報告及び補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは実績報告書兼補助金請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の提出を受けた場合は、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容（第10条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付回数の制限)

第14条 この告示に基づき交付する補助金は、同一の返礼品協力事業者にあつては、同一年度に1度限りとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年十日町市告示第167号）

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

十日町市長 様

所在地
事業所名
代表者名

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付申請書

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 返礼品画像作成 <input type="checkbox"/> 返礼品紹介のためのチラシ作成等 <input type="checkbox"/> 返礼品のパッケージの作成 <input type="checkbox"/> 新たな返礼品の開発に係る経費 <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助事業の目的及び内容	
補助対象経費	円
消費税等仕入控除税額	円
補助金の交付申請額	<p style="text-align: right;">円（1,000円未満切捨て）</p> <p>直近のとおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金の受給実績を記入してください。（ 年度 円）</p> <p>初回申請は、補助対象経費－消費税等仕入控除税額の3/4の額、上限200,000円 2回目以降の申請は、補助対象経費－消費税等仕入控除税額の1/2の額、上限100,000円</p>
添付書類	(1)見積書又はそれに代わるもの 1通 (2)返礼品の概要又はそれに代わるもの 1通 (3)その他市長が必要と認めるもの 1通

様

十日町市長

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金につきまして、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱第8条に基づき通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金額等は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の名称		
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 消費税等仕入控除税額	金	円
(4) 補助金交付決定額	金	円（1,000円未満切捨て）

2 補助金の交付対象となる事業内容は、補助金交付申請書のとおりとする。

3 補助金交付の条件は、とおかまち応援寄附金事業者支援事業補助金交付要綱第4条に定めるところによる。

4 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱で定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとする。

年 月 日

十日町市長 様

所在地
事業所名
代表者名

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号交付決定のあった事業を下記のとおり変更したいので、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 変更後の補助対象経費 金 円
- 5 変更後の消費税等仕入控除税額 金 円
- 6 変更後の申請額 金 円 (1,000円未満切捨て)
初回申請は、補助対象経費－消費税等仕入控除税額の3/4の額、上限200,000円
2回目以降の申請は、補助対象経費－消費税等仕入控除税額の1/2の額、上限100,000円
- 7 添付書類
 - (1) とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 申請時に添付した書類で、変更がある場合は、変更後のものを提出すること。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

十日町市長 様

所在地
事業所名
代表者名

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号交付決定のあった事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の期間（時期）
- 4 添付書類
 - (1) とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付決定通知書の写し

様

十日町市長

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認の申請のあった標記の補助金について、下記のとおり変更承認することに決定したので、とおかまち応援寄附金事業者支援事業補助金交付要綱第10条に基づき通知します。

記

- 1 変更後の補助事業に要する経費及び補助金額等は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助対象経費 金 円
 - (3) 消費税等仕入控除税額 金 円
 - (4) 補助金の額 金 円

- 2 補助金の交付対象となる事業内容は、変更承認申請書の記載のとおりとする。

- 3 補助金交付の条件は、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認の申請のあった標記の事業について、申請のとおり承認することに決定したので、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱第10条に基づき通知します。

様式第7号（第12条関係）

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金実績報告書兼補助金請求書

年 月 日

十日町市長 様

所在地
事業所名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定があった事業が完了したので、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助対象経費 金 円
- 3 消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 請求額 金 円 (1,000円未満切捨て)
- 初回申請は、補助対象経費－消費税等仕入控除税額の3/4の額、上限200,000円
- 2回目以降の申請は、補助対象経費－消費税等仕入控除税額の1/2の額、上限100,000円
- 5 添付書類等
- (1) 事業実績報告書（別紙）
- (2) 領収証または補助対象経費が分かるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

6 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	1 普通	2 当座	
口座番号			
口座名義人	フリガナ		

様式第8号（第13条関係）

とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

十日町市長

年 月 日付け、第 号で交付決定をした事業について、下記のとおり交付額を確定しましたので、とおかまち応援寄附金返礼品発信力強化事業補助金交付要綱第13条に基づき通知いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金交付確定額 金 円